

お知らせ 先抜け方式入札の導入について

山口市（上下水道局を含む。）では、過大受注による建設工事等の品質低下の防止及び市内業者の育成等を踏まえた受注機会の確保を目的とした先抜け方式の入札を実施することとしましたので、お知らせします。

1 先抜け方式とは

先抜け方式とは、対象とする複数の工事又は業務において、あらかじめ定めた順位で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に開札する他の入札を無効とする入札方式です。

2 対象工事

先抜け方式による入札とすることが出来るのは、条件付一般競争入札及び指名競争入札などの競争入札のうち、次の全てを満たす**建設工事**又は**建設コンサルタント業務等**の入札のほか、発注者が別に認めた入札とし、入札公告等に明示します。

- (1) 入札参加資格要件が同一又は概ね同一であること（指名競争入札においては、指名業者が同一であること）。
- (2) 工期・履行期間が同一又は重複すること。
- (3) 入札公告（指名競争入札においては、指名通知）の日及び開札日がそれぞれ同一であること。
- (4) 競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

3 先抜け方式の注意点

- (1) 先抜け方式を適用する場合の落札決定順は、設計金額の高い順となります。低入札価格調査、積算疑義が提出された場合であっても、落札決定順は変更しません。
（低入札価格調査となった場合は落札決定が遅れることとなります。）
- (2) 入札者は、全ての入札案件に参加する必要はなく、一部の案件にだけ参加することもできます。
- (3) その他、各関係要領等の適用における特例措置については、巻末の【先抜け方式入札における要領等の取扱いの特例】のとおりです。

4 実施時期

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から実施します。

先抜け方式による入札

(No.23)お知らせR4.4.1

基本的な流れ（積算疑義申立て制度がないものとした場合）

単位：千円

落札決定順位	①		②		③		④	
設計金額	8,000		7,000		6,000		5,000	
A社	不参加		6,000		5,500	くじ→落札者	4,000	無効(先抜)
B社	7,000	くじ→落札者	5,500	無効(先抜)	5,000	無効(先抜)	4,000	無効(先抜)
C社	7,000	くじ	5,500	くじ	6,000		4,000	くじ→落札者
D社	7,500		5,500	くじ→落札者	5,500	無効(先抜)	4,500	無効(先抜)
E社	7,000	くじ	不参加		5,500	くじ	4,000	くじ

- ・開札は、設計金額が高い順に行う。
- ・落札者となった者について、その入札より下位の案件でした入札は無効とする。
- ・例えば、案件③で**再度入札**となった場合は、案件④は保留とし、案件③の落札決定後に案件④の落札決定を行う。入札結果の公表についても、これに準じて各々の落札決定後に行う。
- ・**不調となった場合**は、その案件は、先抜け対象から外し、下位順位の入札を繰り上げ落札決定を行う。

積算疑義申立て対象工事の場合

単位：千円

落札決定順位	①		②		③		④	
設計金額	8,000		7,000		6,000		5,000	
A社	不参加		6,000		5,500	くじ→落札者	4,000	くじ→無効(先抜)
B社	7,000	くじ→落札者	5,500	くじ→無効(先抜)	5,500	くじ→無効(先抜)	4,000	くじ→無効(先抜)
C社	7,000	くじ	5,500	くじ	不参加		4,500	落札者
D社	7,500		5,500	くじ→落札者	5,500	くじ→無効(先抜)	4,000	くじ→無効(先抜)
E社	7,000	くじ	不参加		5,500	くじ	5,000	

- ・案件①の落札者は積算疑義申立て期間終了後まで確定しないので、案件②の開札時はB社も含めたくじを行う。（案件③のB社・D社、案件④のA社・B社・D社も同様）
- ・案件③は全者同額なので、積算疑義申立ての対象とならないが、案件①②の落札者決定まで保留し、その後に落札者決定を行う。

低入札価格調査対象となる場合

単位：千円

落札決定順位	①		②		③	
設計金額	80,000		60,000		55,000	
A社	80,000		52,000		45,000	くじ→落札者
B社	60,000	くじ→落札者	42,000	無効(先抜)	40,000	無効(先抜)
C社	75,000		50,000	くじ	45,000	くじ
D社	78,000		50,000	くじ→落札者	40,000	無効(先抜)
E社	60,000	くじ	55,000		45,000	くじ

- ・案件①が**低入札価格調査となった場合**は、以降の案件は保留し、低入札価格調査後に以降の落札決定を行う。（低入札価格調査となった場合は、2週間程度落札決定が遅れる場合がある。）

参加資格要件（等級など）が一部重複する場合

単位：千円

落札決定順位	①		②		③	
設計金額	50,000		30,000		15,000	
参加対象	1 等級		1、2 等級		2 等級	
A 社 (1 等級)	50,000		28,000			
B 社 (1 等級)	48,000	落札者	27,000	無効（先抜）		
C 社 (1 等級)	49,000		29,000			
D 社 (2 等級)			27,000	落札者	13,000	無効（先抜）
E 社 (2 等級)			28,000		13,000	落札者
F 社 (2 等級)			28,000		14,000	
1等級が参加できる案件						
					2等級が参加できる案件	

【先抜け方式入札における要領等の取扱いの特例】

順位 2 位以下の入札においては、次の特例を設ける。

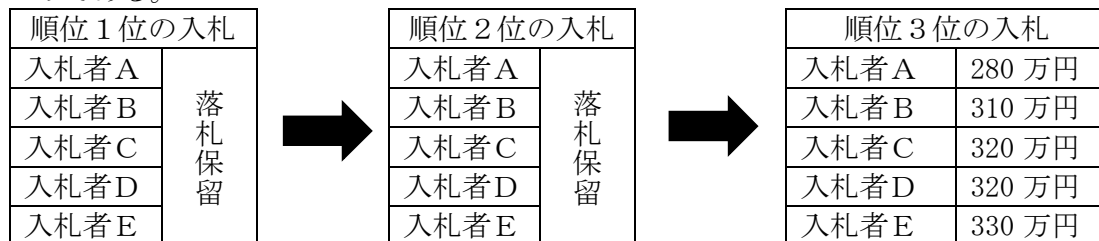
(1) 『工事費内訳書取扱要領』に関する特例

上位の入札において落札保留した場合に限り、同要領第 5 条第 1 項第 1 号（審査の対象）ア又はイの適用においては、最低額で入札した者だけの審査をするのではなく、落札保留をした上位入札の件数ほどの入札者分の審査も追加で行う。

この場合において、その審査対象となる額（最低額を除く。）の中に同額入札があれば、その同額入札者全員の審査をする。

例えば、次の図のように、順位 3 位の入札では上位入札で 2 件の落札保留をしているので、最低額の A に加えて 2 人分の審査をすることとなり、その審査対象者は B と C 及び D である（C と D は同額なので両方とも審査対象）。

これは、仮に A と B が上位入札で落札者となった場合、C 又は D が落札者となるためである。



(2) 再度入札の日程の特例

上位の入札で落札保留をした場合で、かつ、下位の入札において再度入札を行うこととなった場合においては、入札公告又は指名通知の定めにかかわらず、上位の落札者が決定するまで再度入札を延期する場合がある。